

## 健康

高齢者インフルエンザ  
予防接種に助成

接種期間／10月1日(月)～平成  
31年1月31日(木)

## ●対象者

- ①有田川町の住民基本台帳に記載されている65歳以上の人
- ②有田川町の住民基本台帳に記載されている60歳以上65歳未満の人のうち、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

## ●接種費用／1,300円

※生活保護を受けている人は、金屋庁舎健康推進課または清水行政局住民福祉室で、接種前にお手続きいただくくと無料になります。その際、印鑑をお持ちください。

## ●接種を受けるには／有田郡市内の

医療機関で接種する場合は、医療機関へ直接予約し、接種してください。有田郡市外で接種する場合は、事前に金屋庁舎健康推進課または清水行政局住民福祉室へご連絡ください。

※接種回数は1回です。医師の指示により2回接種する場合、2回目

は全額自己負担。

問金屋庁舎健康推進課・清水行政局  
住民福祉室小児インフルエンザ  
予防接種に助成

接種期間／10月1日(月)～平成  
31年1月31日(木)

## ●対象者／有田川町の住民基本台帳

に記載されている人で、平成31年1月31日までに生後1歳以上であり、平成30年度末に13歳未満の子ども

## ●助成回数・額／1人に対し2回ま

でとし、1回あたり3,000円を上限とします。

※接種費用が上限額を下回る場合は、その額が助成額になります。

## ●接種を受けるには／9月下旬に町

から対象者に案内(申請委任状などの書類)を郵送しています。実施機関に予約し、町が発行した書類を持参して、接種を受けてください。

※転入などの関係で案内が届いていない場合はご相談ください。

問金屋庁舎健康推進課・清水行政局  
住民福祉室

## 医療保険

後期高齢者医療制度  
障害認定

一定以上の障害のある65歳以上74歳以下の人は、申請によって後期高齢者医療制度に加入することができます。

## ●一定以上の障害とは

- ①国民年金法による障害基礎年金1級および2級
- ②身体障害者手帳1・2・3級および4級の次の障害
- ・音声、言語、そしゃく機能の著しい障害
  - ・両下肢のすべての指を欠く
  - ・下肢の下肢の2分の1以上を欠く
  - ・下肢の機能の著しい障害
- ③精神障害者保健福祉手帳1級および2級
- ④療育手帳A1およびA2
- 申請先／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室

## 問吉備庁舎住民課